

# 令和7年度 指定事業者・施設集団指導

障害福祉認定給付課

## ①東大阪市電子申請システムでの手続き

	R7.8現在	R7.10～
・ 過誤申立書	電子・紙 どちらでも可	電子のみ
・ 契約内容報告書	電子・紙 どちらでも可	電子のみ
・ 利用者負担上限額管理事務依頼(変更)届出書	電子・紙 どちらでも可	電子のみ
・ 受給者証等再交付申請書	電子・紙 どちらでも可	変更なし
・ 申請内容変更届	電子・紙 どちらでも可	変更なし

○令和7年8月時点で、上記の手続きは東大阪市電子申請システムにて手続きができません。

**○令和7年10月以降は、過誤申立書、契約内容報告書、上限額管理事務（依頼）届出書について、電子申請システムのみでの受付となる予定です。**

## ②東大阪市障害福祉サービス支給決定ガイド ライン

市ホームページに「東大阪市障害福祉サービス支給決定ガイドライン」を掲載しています。

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの支給決定に関する東大阪市のガイドラインです。

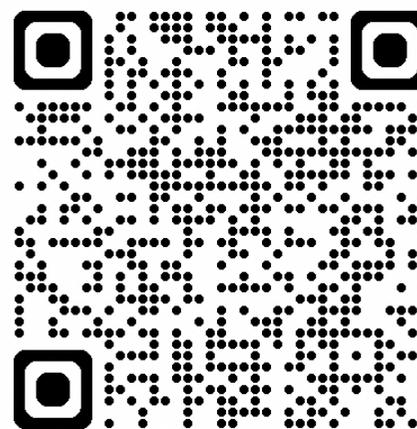
本ガイドラインでは、支給決定にあたっての基本的な考え方、支給決定の方法、支給量等について定めています。

**令和7年7月1日付けで改定を行っております。**

**必ずご確認ください。**

▶ トップページのキーワード検索から「ガイドライン」  
と検索

<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000024612.html>



# 【主な改正点】令和7年7月1日版

- ▶ 特にご注意いただきたい点として、  
新規サービス利用者の利用開始日が変更となっております。  
該当するケースについては十分ご注意ください。

<有効期間の開始日>

申請の種類	支給決定の有効期間の開始日	
新規	障害支援区分	認定審査会の日以降（2人派遣等は除く）
	障害福祉サービス 地域移行支援、地域定着支援 地域生活支援事業 <u>（障害児）障害福祉サービス</u>	受付日から7日以降の希望の日 —（2人派遣等は除く）— 例）受付日：2月1日（金） 開始日：2月8日（金） <u>障害支援区分認定調査項目（80項目<sup>※</sup>）、勘 案事項整理票に基づく調査日以降の希望する 日</u> <u>※児童の場合は、簡易な調査項目（5領域11 項目）に基づき調査を行います。</u>
	<u>※障害支援区分が必要なサー ビスを除く</u>	
計画相談支援、就労定着支援	受付日から （ただし、受付日以降で様式18号に希望の 日の記載がある場合は、希望日から）	

### ③ 「障害福祉サービス等請求の手引き」

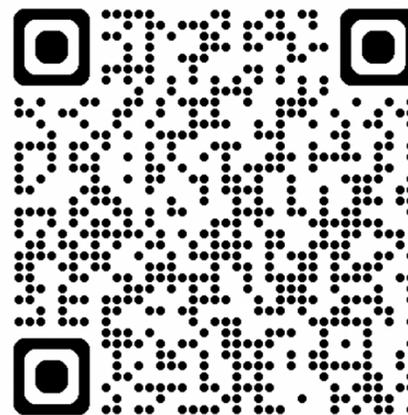
市ホームページに「障害福祉サービス等請求の手引き」を掲載しています。

よくあるご質問や、基本的な請求の流れなどを記載しております。

ぜひ、ご活用ください。

- ▶ トップページのキーワード検索から「請求の手引き」と検索

<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000034659.html>



## ④生活介護における「標準的な支援時間」

○R6年度報酬改定において「サービス提供時間については、医療的ケアが必要な者や盲ろう者など、障害特性等により利用時間が短時間にならざるを得ない者等の配慮として、個別支援計画に定めた標準的な支援時間で算定することを基本とすることなど一定の配慮を設ける。」と示されています。

↓たとえば、

盲ろう者であり、4時間未満の利用となる利用者の場合、

10:00～11:00	11:00～14:00	14:00～15:00
事業所受入準備	利用者通所	申し送り等

10:00～15:00までの5時間を「個別支援計画に定めた標準的な支援時間」として算定可能（実際の通所時間から最大でプラス2時間まで）

※この場合、実績記録票備考欄に「受入準備・受入後整理・盲ろう者」と記載要。

（「盲ろう者」の部分は対象者の該当要件に置き換える 例：医ケア）

## ⑤ 計画相談支援における請求のタイミング

計画相談支援の請求のタイミングについて

タイミング		請求可否
本計画作成のためのモニタリング実施月 計画案作成月	【計画相談⇄利用者】	×
申請書・計画案を提出した月	【計画相談・利用者⇒市】	×
<b>本計画作成月</b>	<b>【計画相談⇄利用者】</b>	<b>○ 「サービス利用支援費」</b>

**受給者証交付後、この「本計画を作成した月」を提供月としてサービス利用支援費を算定**

※本計画作成のためのモニタリングや計画案の作成は、最終的に算定する「サービス利用支援費」の報酬に含まれている為、継続サービス利用支援費として個別に算定することはできません。

(ただし、モニタリング該当月に行う通常のモニタリングについては、継続サービス利用支援費の算定が可能です)

## ⑥ 就労選択支援の開始について

▶ 就労選択支援については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）の施行に伴い、新たな障害福祉サービスとして令和7年10月から実施されます。

就労選択支援は、障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するものであり、就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者が対象となります。

詳細について、厚生労働省ホームページをご確認ください。

▶ [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_56733.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_56733.html)